熊谷市監査委員公告第４号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和３年８月２６日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度環境部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター

⑵　対象事務

令和２、３年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか
②　必要な帳簿類は整備されているか
③　補助金申請の手続は適切にされているか
④　債権管理は適正に行われているか

⑵　支出事務　①　必要な手続きは行われているか
②　適正な支出となっているか

⑶　契約事務　①　安易な随意契約を採用していないか
②　完了報告を漏れなく受領しているか
③　検査結果通知書等は作成されているか

⑷　補助金　①　交付にあたって根拠等審査は適切か
②　実績報告書を提出させているか
③　事業計画書どおりの精算が行われているか

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか
②　負担効果の点より整理すべきものはないか

⑹　財産管理　①　返納手続きをせずに処分していないか
②　備品の登録に漏れはないか

⑺　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、備品や薬剤の管理状況について現地調査を行った。

⑴　主な監査項目

ア　収入事務

(ｱ)　現金出納簿

(ｲ)　県支出金「アライグマ個体分析調査業務委託金」

(ｳ)　公益信託熊谷環境基金受託事業収入

(ｴ)　蔵書等複写実費徴収金

(ｵ)　電気自動車急速充電器利用実費徴収金

(ｶ)　国庫支出金「循環型社会形成推進交付金」

(ｷ)　焼却施設設置市交付金収入

(ｸ)　浄化槽汚泥投入使用料

(ｹ)　庭球場使用料

(ｺ)　電柱等使用料

(ｻ)　汚泥発酵肥料売払収入

(ｼ)　ごみ処理手数料

(ｽ)　リサイクル品売払収入

(ｾ)　資源物売払収入

イ　支出事務

(ｱ)　旅費

(ｲ)　環境政策業務経費「委員等報酬」

(ｳ)　温暖化防止活動推進センター事業「委員等報酬」

(ｴ)　公衆便所維持管理経費「施設その他修繕料」

(ｵ)　ごみ減量対策事業「器具購入費」

(ｶ)　し尿汲取事業「印刷費」

(ｷ)　第一水光園管理運営経費「施設補修費」

(ｸ)　第一水光園管理運営経費「施設その他修繕料」

(ｹ)　第一水光園管理運営経費「運搬料」

(ｺ)　第一水光園管理運営経費「器具購入費」

(ｻ)　荒川南部環境センター管理運営経費「施設補修費」

(ｼ)　荒川南部環境センター管理運営経費「施設その他修繕料」

(ｽ)　荒川南部環境センター管理運営経費「薬剤等購入費」

(ｾ)　妻沼南河原環境浄化センター管理運営経費「施設補修費」

(ｿ)　妻沼南河原環境浄化センター管理運営経費「施設その他修繕料」

(ﾀ)　一般廃棄物最終処分場維持管理経費「施設補修費」

(ﾁ)　一般廃棄物最終処分場維持管理経費「器具購入費」

ウ　契約事務

(ｱ)　「ムサシトミヨ」保護・増殖委託

(ｲ)　地球温暖化対策実行計画改定業務

(ｳ)　熊谷市市有施設アスベスト室内環境調査業務

(ｴ)　蜂の巣の調査及びスズメバチの巣の駆除業務

(ｵ)　公衆便所清掃業務
(ｶ)　生ごみ再資源化業務委託
(ｷ)　一般廃棄物（脱水汚泥）処理業務委託
(ｸ)　放流水水質分析業務委託
(ｹ)　消防設備保守点検業務委託
(ｺ)　し尿及び浄化槽汚泥受入槽・貯留槽清掃業務委託
(ｻ)　一般廃棄物（焼却灰）処理委託
(ｼ)　廃乾電池、廃蛍光管等処理業務委託
(ｽ)　熊谷市一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託（C 地区）
(ｾ)　熊谷市一般廃棄物（資源物）収集運搬業務委託
(ｿ)　一般廃棄物最終処分場（拾六間）水質検査等業務委託
(ﾀ)　一般廃棄物最終処分場施設維持管理委託業務

エ　補助金
(ｱ)　地球温暖化防止活動推進センター運営費補助金
(ｲ)　再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金
(ｳ)　クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金
(ｴ)　住宅用外付け日よけ設置費補助金
(ｵ)　ムサシトミヨ生息区域保全集中転換促進事業熊谷市浄化槽設置整備事業補助金
(ｶ)　リサイクル活動推進奨励金交付事業
(ｷ)　熊谷市環境衛生協議会補助金

オ　負担金
(ｱ)　熊谷保健所管内狂犬病予防協会負担金
(ｲ)　研修等負担金
(ｳ)　元荒川上流土地改良区排水負担金

カ　財産管理
(ｱ)　備品台帳一覧表

キ　その他
(ｱ)　出勤簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、環境美化センター、一般廃棄物最終処分場、江南勤労福祉センター講習室

⑵　監査期間

令和３年４月９日から令和３年５月 26 日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

ア　国、県の補助金等申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあった。熊谷市予算規則第 22 条及び熊谷市会計事務規則第 24 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境政策課、環境推進課】

イ　現金出納簿が未整備のものがあった。熊谷市会計事務規則第 90 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境美化センター】

ウ　浄化槽汚泥投入使用料について、滞納に対し督促がされていないなど債権管理が不適切であった。熊谷市会計事務規則第 23 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【荒川南部環境センター】

エ　一般廃棄物最終処分場のごみ処理手数料について、委託業者が徴収することを告示していなかった。熊谷市会計事務規則第 35 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、領収書の領収者が熊谷市分任出納員となっており、早急に改善するべきである。

【環境美化センター】

⑵　支出事務

ア　旅費や委託料等の支払根拠となる会議等の通知や業務等完了通知等に文書収受のないものがあった。熊谷市文書管理規程第８条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター】

⑶　契約事務

ア　「施設その他修繕料」について、施工起案がない、理由なく２人以上から見積書を徴していない、必要書類の提出がないものがあった。熊谷市小規模修繕契約事務執行要領第３条第１項、第２項及び第５条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境推進課、第一水光園】

⑷　補助金

ア　補助金交付要綱が未整備のものがあった。補助金等の交付に当たっては、透明性や客観性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等の根拠を示す補助金交付要綱等を整備するべきである。

【環境推進課】

⑸　負担金

指摘事項なし

⑹　財産管理

ア　備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【第一水光園】

イ　すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境推進課、第一水光園、環境美化センター】

⑺　その他

ア　市長公印が押印された原本が保管されていた。公印の意義を理解し、適正な事務処理を行うべきである。

【荒川南部環境センター】

イ　起案文書や復命文書の押印漏れ、修正液による修正がある、決裁や文書保存の欄が未記入といった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第６条第２項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。

【環境政策課、環境推進課、第一水光園、環境美化センター】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

令和２年４月施行の「熊谷市監査基準」の実施基準であるリスク・アプローチの視点から、被監査部署で重要リスクとして認識していた各項目について監査対象としたが、特に、内部統制制度の観点から、以下のとおり要望する。

文書収受や起案文書等の管理は、地方自治体の基本的かつ根幹となる重要な業務であり、昨年度の各部の定期監査において、再三その改善を勧告したところであるが、今回環境部でも同様の誤った事務処理が散見された。

内部事務の IT 化の進展による担当者間のメールによる文書収受や電子決裁等の増加により、事務の合理化・省力化が図られる一方で、定められた規則やマニュアル等が遵守されていないリスクも危惧されるところである。

このリスクを回避するには、チェック機関である「文書主任」が、その役割と職責を再認識し、「決裁」の段階で機能することが不可欠であるが、定員削減の影響もあり、第三者的立場でのチェックが困難な現状にある。「文書主任」が役割を十分果たすことができるよう、効果的な運用について再検討されたい。